

7 輸 国 第 4 6 8 6 号

関税割当公表第75号

令和8年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。以下「無糖れん乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和8年3月11日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖れん乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0402.91号に規定するもの）
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 令和9年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第14に規定する違反等事項該当者に当たらな

い者であって、次の1から3までのいずれかの要件に該当する者

- 1 沖縄県の区域内において、令和7年度に関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、無糖れん乳を自ら輸入（自己の名と計算において輸入通関）し、かつ、販売する者
- 2 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を原料とした製品を製造する者
- 3 沖縄県の区域外において、無糖れん乳を原料とした製品を製造する者

第3 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された令和7年度の輸入実績数量及び販売実績数量、令和8年度の販売計画数量等を勘案して、第2の1の要件に該当する申請者ごとの割当数量を、第6に掲げる書類に記載された令和7年度の製造実績数量及び在庫数量、令和8年度の製造計画数量等を勘案して、第2の2の要件に該当する申請者ごとの割当数量を定めた後、第1の2の割当数量（別途公表）から第2の1及び2の要件に該当する申請者に割り当てられた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された令和7年度の製造実績数量及び在庫数量、令和8年度の製造計画数量等を勘案して、第2の3の要件に該当する申請者ごとの割当数量を定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

ただし、第2の1及び2に係る受付・交付担当課は、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課。

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、次の(2)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書（裏面）に残存数量（以下「残存数量」という。）がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和8年4月1日（水）から同月9日（木）まで（必着）

(2) 令和9年2月1日（月）から同月3日（水）まで（必着）

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

2 関税割当申請書に添付すべき書類

次に掲げる書類のうち、(1)のア及び(2)のアについて、令和7年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

(1) 第2の1の要件に該当する者

ア 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入実績を証する書類

ただし、本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、当該書類の提出を必要としない。

(ア) 前年度に無糖れん乳の割当てを受けた者は、前年度の関税割当証明書
明書の写し

ただし、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

(イ) (ア)以外の者は、輸入申告書及び税関の輸入許可通知書の写し

ウ 輸入実績及び販売実績数量等一覧表（別記様式 1 - 1）

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1 - 2）

(2) 第 2 の 2 及び 3 の要件に該当する者

ア 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式 1 - 1）

ウ 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和 7 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1 - 2）

第 7 関税割当申請書等の提出方法

次の 1 又は 2 のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1 の場合は、関税割当申請書その他添付書類、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ 1 通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等の関税割当てを受けた者の責によらない理由により、貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前

に相談するものとする。

また、次の1及び2のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

(宛先)

【第2の1及び2に該当する者】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

【第2の3に該当する者】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班（一般関税割当担当）宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

【第2の1及び2に該当する者】

okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

【第2の3に該当する者】

kanwari_milk_wto@maff.go.jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式1-3）を提出するものとする。

ただし、第6に掲げる書類（2の(1)のエ及び(2)のエを除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。

このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。

(2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。

(3) 割当数量を全て消化したとき。

(4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。

(5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合
「関税割当数量の返還について」(別記様式1-4)

(2) 1の(2)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合
「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」(記載要領別記様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

1 割当てを受けた者は、割当対象物品の輸入・使用状況報告書(別記様式2)を令和9年4月10日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。

2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第13 用途外使用等の制限

申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（若しくは販売）し、その他の用途には使用（若しくは販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（若しくは販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（若しくは販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（若しくは販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

第14 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付

停止措置」という。) こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当て証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当て証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、必要に応じて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 3 内閣府沖縄総合事務局長は、第2の1及び2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を畜産局長に提出することができる。
- 4 令和8年度中に割り当てられた数量の全量を通関することが確実にであると認められない者に対して、第10の規定にかかわらず、残存数量の全部の返納又は一部の返還を求めることがある。
- 5 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)